大庄西中学校跡地活用に向けた意見交換会運営支援業務委託仕様書

**１　委託名称**

　　大庄西中学校跡地活用に向けた意見交換会運営支援業務委託（以下「意見交換会」という。）

**２　委託目的**

　　令和４年４月に策定した「大庄西中学校跡地等の活用方針」（別添）に基づき、意見交換会を通じて、地域コミュニティの活性化を図るため、多くの意見・アイデアなどをいただき、その実現の場となる新しい公園やコミュニティスペースの将来像、利活用の方向性、空間や施設の整備内容、利用ルール、管理運営などについての意見等を集約し、協働型公園及びコミュニティスペースの実現に向けた取組への支援を行う。

**３　委託期間**

　　契約締結日から令和５年３月３１日まで

**４　委託業務内容**

　　業務受託者は、次に掲げる業務を担うこととし、委託契約時に市と業務受託者双方の協議により確定する。業務内容に留意し、最低限、必須条件を満たしたうえで、よりよい提案をすること。

　　また、当該委託業務を通じて、協働の観点から、大庄西中学校跡地活用に関わる人や担い手の拡大につなげること。

（１）意見交換会の事前準備

　　事業実施にあたって、全体スケジュール、意見交換会の内容、基本的なルール等の企画を市と協議・調整するほか、必要に応じてアンケート等を実施し、担い手の掘り起こしを行い、意見交換会を実施する。

（２）意見交換会への支援

　　ア　開催時期等

　　　　開催時期は、概ね９月から３月頃までの間とする。

　　　なお、開催回数については、概ね５回程度（＊最低３回以上）とし、曜日、時間帯は、意見交換会の内容や参加者の負担等を勘案し、設定する。

イ　開催場所

　開催場所については、基本として大庄北生涯学習プラザ内とする。（会場使用料は不要）

　　ウ　参加者数及び対象者

　　　　１回あたり３０人～５０人程度を基本（＊申込状況により、参加者数が変動する場合あり）とし、地域のまちづくりや地域活動に関心が高く、大庄西中学校跡地にできる公園の管理運営等を含め、利活用について興味がある人であれば、誰でもどの回からも参加できるものとする。

なお、参加者の募集については、基本的に本市で行うこととするが、参加者の募集についても市に協力・支援を行うこと。

　　エ　意見交換会の進め方

　　　　南の口公園が移転されることから、まずは協働型公園について意見交換会を行い、方向性が決まり次第、次にコミュニティスペースについて意見交換会を行っていく。

（３）意見交換会の企画・運営

　ア　受託者において意見交換会の司会進行を行うとともに、参加者の意見交換が円滑に進むよう、市職員と受託者の業務従事者が一緒に参加者の課題や悩みを解決するようサポートを行うこと。

　　イ　参加者からの提案に係る市との協議、回答及びサポートを行うこと。

ウ　参加者が発信しやすく、参加者双方が理解できるテーマに沿った運営になるよう心掛けること。

　　エ　意見交換会の中途からの参加者もそれまでの過程が理解でき、その後の意見交換会に参加でき

る運営を行うこと。

（４）参加者への伴走支援

　　ア　参加者間の意見調整や疑問等についてアドバイスを行うこと。

　　イ　参加者全員に意見交換会で積極的な参加ができるよう働きかけを行うこと。

　　ウ　参加者全員が地域における多様な主体（尼崎社会福祉協議会、活動団体等）と連携・協力して、事業目的に達することができるよう意見交換会の運営を行うこと。

　　エ　これまでの知験やノウハウを活かした協働型公園及びコミュニティスペースの実現に向けた助言及び意見交換会の集約を行うほか、その結果を地域へ市と共同で報告すること。

（５）意見交換会の資料作成

意見交換会で使用する資料について、内容等を事前に本市と協議のうえ、作成すること。

（６）参加者の募集に係るポスター、チラシのデザインの作成・印刷

　　　意見交換会の参加者の募集にあたり、効果的な周知を図ることができるようポスター、チラシのデザインを作成・印刷すること。なお、デザインの作成にあたっては、事前に市と十分に協議を行うこと。

（７）意見交換会の報告書

　　　各回の意見交換会については、その都度、内容を取りまとめたうえで、本市に報告書として提出すること。なお、当該意見交換会は、今後別途発注予定の公園設計業務等につながっていくため、公園及びコミュニティスペースのイメージパース・ゾーニング・動線計画・施設整備イメージについては、報告書に盛り込むこと。

（８）担い手の発掘・組織化

　　　協働型公園及びコミュニティスペースを官民連携で、運営していくにあたり、参加者同士の連携や、課題解決に向け、主体的に行動するきっかけづくりを行い、担い手の発掘や運営団体の組織化に向けて支援すること。

（９）追加の運営手法等の提案

　　　その他、意見交換会の運営を進めるうえで、追加の手法等提案があれば、企画提案書に具体的に記載し提案すること。ただし、追加提案は必須ではない。

**５　業務責任者等**

本業務を実施するにあたっては、業務責任者を定め、氏名及び実績（市民参加型の協働の取組実績等）をあらかじめ報告すること。あわせて、業務従事者についても氏名を報告すること。また、業務責任者及び業務従事者の変更があった場合も同様とする。

**６　業務実施における連絡・協議**

業務に際しては、契約締結以降、本市と十分な協議を適宜行いながら業務を進めていくものとする。

**７　業務の一括再委託の禁止**

本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本業務の一部について、あらかじめ本市が認めた場合はこの限りではない。（この場合、本市暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団又は同条第３号に規定する暴力団員若しくは同条第４号に規定するこれらと密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）に委託し、又は請け負わせてはならない。）

**８　委託料（限度額）**

5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

**９　支払条件**

業務完了後、適法な請求を受けた日から３０日以内に一括払いとする。

**10　留意事項**

（１）守秘義務

受託者は、本業務を行ううえで知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（２）個人情報の保護

業務受託者は、法令及び本市個人情報保護条例の規定を順守し、かつ本業務委託により知り得た個人情報を本業務の目的以外に使用してはならない。なお、本業務委託契約期間終了後においても、同様とする。

（３）損害賠償責任

業務受託者が本業務の実施に際し、本市又は第三者に損害を与えた場合等にあっては、直ちにその損害を賠償しなければならない。

（４）損害措置

本業務委託の実施により、第三者に与えた損害は、本市に起因するものを除き、全て受託者の責任として補償対応を行うこと。

（５）成果品に関する事項

　　　当該委託事業に基づき、納品した成果品については、製本化したものを４部、電子データ化したものについては１部を市へ提出すること。なお、成果品にかかる著作権は本市に帰属する。

（６）著作権・著作隣接権などの使用許諾

画像や映像、出版物の利用に関し、著作権処理が必要のない素材、あるいは必要な処理手続きを行った素材を使用する。

**11　その他**

（１）関係機関及び関係団体との協議調整を行う場合は、受託事業者の責任において行うこと。

（２）その他仕様書に記載されていない事項については、委託者と受託事業者の双方が誠意を持って協議し対処すること。

**12　問い合わせ先**

尼崎市　総合政策局　大庄地域課

〒６６０－００７６

尼崎市大島３丁目９番２５号

電話：０６－６４１９－８２２１

ＦＡＸ：０６－６４１９－８２２６

電子メール：ama-osyo-chiiki@city.amagasaki.hyogo.jp

担当：中島・山木

以　上